

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を受けた対応について

当社は、4月7日に政府が発令した新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を踏まえ、指定都道府県の事業拠点に勤務する社員について、原則、在宅勤務をすることを決定致しました。

今後の政府方針、都道府県の要請を踏まえ、対象を追加致します。

1. 期 間 2020年4月9日～2020年5月6日

2. 対 象

次の事業拠点に勤務する社員

(1)東京都江東区 本社(3月30日～実施の在宅勤務を延長)

(2)千葉県君津市 君津地区(4月9日～)

- ・防食技術開発部
- ・被覆事業部 被覆技術営業部、君津工場
- ・エンジニアリング事業部 防食診断・解析業務グループ
- ・同 技術部 ENG 技術開発グループ
- ・同 東日本エンジニアリング部 君津工事事務所

(3)千葉県千葉市(4月9日～) 粉体コート・建資事業部 道路資材グループ(千葉)

(4)大阪府大阪市(4月9日～) エンジニアリング事業部 西日本エンジニアリング部 西日本営業所

(5)愛知県東海市(4月13日～) エンジニアリング事業部 西日本エンジニアリング部 名古屋工事事務所

(6)群馬県邑楽郡大泉町(4月17日～)

- ・粉体コート・建資事業部 道路資材グループ(群馬)、農業資材グループ、大泉工場

なお、社員の出勤については事業活動継続に必要な最小限に限定し、出勤する社員については、マスク着用、手洗い・うがいの励行、混雑時間帯の出退勤を避けるなど、感染予防対策を徹底します。

お客様を始めとする関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上